「暮らしの安全モデル校指定事業」事業実施報告書

モデル校指定校名: 岐阜県立西濃高等特別支援学校

1. 事業の実施期間 指定を受けた日から令和3年1月29日

2. 学校の概要

学校名	岐阜県立西濃高等特別支援学校
学級数	高等部 9 学級
児童生徒数	全生徒数:67人(令和3年1月29日現在)
URL	https://school.gifu-net.ed.jp/wordpress/seino-asns/

3. 調査研究のテーマ

(1)調査研究のテーマ

自身で見極めろ! ~判断・意思決定できる自分へ~

(2)調査研究のテーマを設定した背景

成年年齢引き下げが、2022 年 4 月 1 日から施行される。そのため、様々なことが成人として自己決定できることになる。賢い消費者となれるよう消費者被害について認識し、回避する能力を身に付けることが必要となる。

本校は、軽度の知的障がいのある生徒が通い、一般就労を目指し日々学んでいる。社会人となった時に自ら選択判断できる生徒の育成が求められている。

学校生活の中で、スマートフォンや金銭、交通事故に関するトラブルに巻き込まれるケースもある。その背景には、安全な生活を送るための知識不足や危険に対する予測困難さ、トラブルが起こった後の状況判断や行動不備などの経験不足が考えられる。情報社会の今、日常生活に潜むトラブルから自身を守るには、自分で判断し、決定する能力を育むことが必要であると思い、本調査研究テーマを設定した。

4. 調査研究の内容等

(1)調査研究の内容・実施日程

時 期	内容	備考	
7月2日	第1回研究推進会開催	7名	
	研究計画について協議・検討	校長、教頭、部主	
		事、生徒指導主事、	
		進路指導主事、3年	
		学年主任、家庭科担	
		当	
		対象生徒	
9月30日	・知識に関する実態事前アンケート	(3年生) 21名	
	金銭管理、契約、ネット販売被害等		

	T	1
	【外部講師による出前講座の実施】	
10月9日	・県民生活課消費生活出前講座	参加者
	「消費者トラブルの実例と対処法」	(全校生徒) 6 7 名
	(弁護士 御子柴 慎 氏)	(保護者)1名
10月21日	・消費生活出前講座	参加者
	「悪質商法とネット取引被害から身を守る為	(1,3年生生徒)
	[[]	4 3 名
	(岐阜県民生活相談センター 消費生活主	(保護者) 2名
	任相談員 北川 住江 氏)	
		参加者
12月7日	・県金融広報委員会出前講座	(全校生徒) 67名
	「お金とキャッシュレス決済の仕組み」	(保護者 3名)
	(愛知産業大学 教授 奥村 真之 氏)	
	【授業実践】	対象生徒
10月	家庭科	(3年生) 21名
1 1 月	・消費生活について	
	・契約について	
	・悪質商法の事例	
	数学	
	- 1 か月の生活費	
	・出納簿(家計簿)	
	・お金の支払い方法	
1月	道德	
	・金銭管理について	
	I restriction to	1

(2)調査研究の成果と課題

〔 事前アンケートの結果 〕

3年生(21人)を対象に、金銭管理やネットショッピングの利用状況及びトラブルについての実態把握のためにアンケートを実施した。

毎月お小遣いを9割弱の生徒がもらっていた。金額は5,000円以下が6割であった。7割の生徒が、お小遣いを計画的に使っているという回答であった。

この1か月でネットショッピングをしたことがある生徒が2割いた。そのうち、今までにネットショッピングで怪しい、危険だ、不安だと思った経験がある生徒は3割であった。また、ネットショッピング等でトラブルにあう危険があることを8割の生徒が知っており、トラブルの可能性として「個人情報が洩れる」「配達詐欺にあう」「商品の過大広告」「商品の質や色、形が思ったものと違う」「買いすぎる」「お金を使いすぎる」等が挙げられた。

また、トラブルに巻き込まれた時の相談者が、保護者と回答する生徒がほとんどであり、消費者センターと回答した生徒は、1人のみであった。

卒業後、巻き込まれる危険性のある消費者トラブルの実例や対処法等を学ぶ必要性があり、自身でいろいろな情報の中から正しい判断をし、困ったときにはどこに相談すればよいかの情報を知ることも必要であると感じた。

〔 外部講師による出前講座の実践 〕

第1回 10月9日 県民生活課消費生活出前講座 全学年対象

テーマ:消費者トラブルの実例と対処法

講 師:岐阜県弁護士会所属 弁護士 御子柴 慎 氏

〔 主な内容 〕

- ・契約の成立
- ・成人になると一人で契約できる。消費者トラブルに巻き込まれやすくなる。
- 未成年者取消権
- ・特定商法取引法:クーリングオフ
- 消費者契約法:取消法

情報社会の今日において、誰でも消費者トラブルに巻き込まれてしまう危険性を実例からお話をいただけ、生徒が理解しやすかった。また、実生活に生かせるキーワード「あなただけが特別」「簡単に儲かる」「118」を強調されたことにより、生徒にとって記憶に残ったようである。

〔生徒の感想〕

- ・アポイントセールスでは、固定電話や携帯電話等に「抽選に当選しました。」等と言って、店舗に呼び出されて勧誘されてしまう可能性があることがわかりました。 簡単に返事をしないことや、返事をせかされる場合は、すぐにその場を離れること が大事だと思いました。
- ・家に知らない業者から電話をかかってくることがあります。その時は、「いらんので結構です。」ときっぱりと断るようにしていきたいです。
- ・成人になると消費者トラブルの件数が多いという話を聞きました。契約は簡単に するものではないと思うので、自分でよく考えたり、相談したりすることが大切だ と思いました。
- ・身近なことで起こりがちな消費者トラブルの勉強をして、今まで以上にトラブル のことを知りました。生きている以上は、必ずトラブルに巻き込まれる危険性はあ るので、今後はより知識を深めて生活したいと思いました。
- ・お金をだまし取ろうとする人がたくさんいるので、変な誘いやおいしい話に乗らないことが大切だと思いました。今後の生活に生かしていきたいです。









第2回 10月21日 県民生活課消費生活出前講座 1、3年生対象

(2年生は現場実習のため参加できず)

テーマ:悪質商法とネット取引被害から身を守る為に

講 師:岐阜県民生活相談センター 消費生活主任相談員 北川 住江 氏

〔 主な内容 〕

- ・架空請求
- ・キャッチセールス
- マルチ商法
- ・デート商法

第1回で学んだ悪質商法やネット取引から起こる被害から身を守るための方法について演習を通して学んだことにより、より消費者トラブルとはどういうものがあるのか、その時の対処法を知ることができた。DVD「断る力の磨き方」を視聴した後、困ったら、まずは<u>断る勇気</u>をもつこと、そして周りの人に<u>相談する</u>ことが大切だということを学んだ。

〔 生徒の感想 〕

- ・社会経験が少ない20歳の人をターゲットにしてだます人たちが世の中にたくさんいることがわかりました。いらない契約をしてしまったらクーリングオフがあることを知った。こまったらすぐに電話をして解決をすることができるので覚えておこうと思いました。悪質商法は、いろいろな人にお金をだまし取ろうとする人たちなので、きっぱりと断る大切さを学びました。断り方を自分で考えて断ることが大切だと思いました。
- ・デート商法の被害に遭わないために、電話の時にきっぱりと断ることや、契約書には簡単にサインをしてはいけないことがわかりました。このようなことは、身近に起こることなので、勇気をもって断ることを心がけたいです。
- ・契約するときには、おいしい話には乗らない、あやしい話は断る、何かあったらすぐさま相談をするなどを心がけ騙されないようにしていきたいです。そして、たとえ友達でも、おいしい話をしてくればきっぱりと断ることを学びました。
- ・卒業後、一人暮らしをするので、今回学んだことを意識して生活していきたいで す。
- ・SNS等を通して架空請求やマルチ商法について実際にそのような体験をしました。友人や身近な人から何度も誘われて、その度に断りましたが、しつこく誘いがあると抵抗する力が弱り「いいよ」と言いかけましたが、以前聞いた悪質商法の話を思い出し、被害に遭わずに済みました。その時は、誰にも相談せず自分ひとりで解決ができましたが、これからは身近な人に相談をしていきたいと思います。









第3回 12月7日 岐阜県金融広報委員会出前講座 全学年対象

テーマ:お金とキャッシュレス決済の仕組み 講 師:愛知産業大学 教授 奥村 真之 氏

〔 主な内容 〕

- ・お金と役割
- ・キャッシュレス決済 (カードとスマホ決済)
- ・キャッシュレス決済で良いこと、困ること
- お金を上手に使うコツ

最近よく使われるようになってきた「キャッシュレス」について、生活の中で使われる「4つのカード」の種類とその特徴を学びました。その上で、必要なものを買うことの大切さや収入と支出のバランスをよく考えてお金を上手に使うことについて考えを深くしました。

〔 生徒の感想 〕

- ・カードには4種類あり、それぞれに役割があることがわかりました。キャッシュカード、プレペイドカード、デビットカード、クレジットカードに共通していえることは、収入と支出のバランスをしっかりとって上手に使うことが必要だとわかりました。今後の生活の中で今の自分のお金の使い方を改めて確認し、キャッシュレス決済については、カードを作れることは信用してもらっているという気持ちを持ち、使いすぎに注意をして学んだことを踏まえて今後の生活に生かしていきたいと思います。
- ・キャッシュレス決済が良いからと言って、調子に乗りすぎて使いすぎてしまうと、借金をしてしまったりするので、キャッシュレス決済をするときは、ほどほどにするように意識していきたいと思います。
- ・「入ってくるお金(収入)」と「出ていくお金(支出)」のバランスをよく考えること、お金を上手に使って幸せな人生を意識していきたいと思いました。お金を計画的に使い、収入より多く使ってしまわないように気を付けたいと思います。









生徒向けの3講座を設け、保護者の方々にも呼びかけ参加を募り、6名の保護者の方が参加をされた。また、3回の講座の内容を保護者、生徒向けの学校だより「西濃の風」に載せ、家庭との連携を呼びかけた。

〔 授業実践 〕

調査研修を取り組むにあたり、「特別支援学校(主に高等部)における消費者教育の 在り方に関する意見交換会取りまとめ」(消費者庁 2020.3)で提言されているもののう ち、以下の5点を考慮して実践に取り組んだ。

- ・学習したことが定着しにくいため、何度も繰り返し学習し、少しずつ積み重ねていくことが必要となる。少しずつ積み重ねていくことが必要となる。
- ・抽象的な内容を座学で勉強するだけでは理解しにくいため、ロールプレイング等で具体的な内容を学習することが必要であるが、それでもトラブルに巻き込まれることがあるため、トラブルに巻き込まれた場合の対応を併せて学習することも重要である。
- ・消費者教育において、契約やお金に関すること等学習する内容が多く幅広いため、最低限断る技能(スキル)を身に付けることが重要である。消費者教育に限らず、社会に出て生活をしていく上で必要な技能(スキル)であり、ロールプレイング等で練習することも有効である。
- ・生徒に最新の消費者トラブル情報等を伝えていくべきではあるが、全てを網羅することは困難であるため、困ったときはすぐに、保護者や教員等わかる人に相談するように十分な児童をすることも重要である。
- ・教材を作成する場合は、「断る」「自分で考える」「相談する」といったことを学習する基本編と、トラブル事例や制度などを学習する応用編を2つ作成すると生徒の状況に応じて臨機応変に活用できる。

〇 家庭科における実践

消費者教育の導入に「消費者アクションゲーム」 や「悪質商法 対策ゲームⅡ」を行った。

ゲーム感覚で、消費者トラブル等のクイズを考えて答えることで、トラブルに遭った時の対処法を自分たちで考えたり、用語等のクイズに答えたりして意欲的に学ぶことができた。

ゲームの最後として、「未来をよくするためにできること」という話題を各自が考え、グループのメンバーで話し合い、グループの意見をまとめ、意見交流を行った。







悪質商法「アポイントメント商法」や「キャッチセールス」のロールプレイを4人グループで行った。誘いに乗ってトラブルに巻き込まれてしまうシナリオから、どうすれば契約しないで済むかをグループで考えて発表を行った。

最初の誘いへの断り方やトラブルに巻き込まれそうになった時の断り方等のいろいろな場面を想定して考えることができた。例えば、「今、お金がないから」という断り方に対して、「じゃあ、明日なら大丈夫なの?」という仲間からの指摘があり、再度考えて「いりません」「時間がないので」とはっきり、きっぱりと断るセリフや体の向き等を確認できた。

また、数学や道徳等の教科で、金銭管理、預金やローンの利息等についての学習に継続的に取り組むことで、基礎的知識を定着することができた。

5. 今後の課題

今年度「暮らしの安全モデル校指定事業」を受け「自身で見極めろ! ~判断・意思決定できる自分へ~」というテーマを設定し、消費者としての自立に向けての内容を「契約について」「悪質商法について」「金銭管理について」の3項目に絞って取り組んだ。

生徒が、卒業後に遭遇するかもしれない消費者トラブルについて、架空事例を基にロールプレイを通し、生徒一人一人が考え、対応の仕方について考えることができるようになった。

今後、「断る」「自分で考える」「相談する」という基礎的なスキルを、学校教育の中で繰り返し学習することが必要であり、学んだことを日常生活に応用していける力を系統立てて身に付けられるように学習計画の工夫・検討が必要である。

また、卒業後の生活を見据え、今後も保護者も参加し共に学べる講座を行うことや実際に消費生活センターに相談に行ってみる等、教育の一環の中で消費生活センターと具体的に関わることができるような取組も考えていきたい。